

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ & A

令和5年5月
国税庁

《 目 次 》

1 制度全体に関するQ & A

- [Q 1-1] 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「結婚・子育て資金の非課税」といいます。）」とはどのような特例ですか。 4
- [Q 1-2] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の対象となる贈与を受けてから主に結婚・子育て資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに教えてください。 . 6
- [Q 1-3] 結婚・子育て資金とは、具体的にはどのようなものですか。 8
- [Q 1-4] 結婚に際し支出する費用で、婚礼（結婚披露等）のための費用は、婚姻の日の1年前の日以後に支払われる一定のものとされています。具体的には、いつからいつまでに支払われた費用が婚礼のための費用に該当しますか。 9
- [Q 1-5] [Q 1-3]のイ②及び③の「婚姻の日の1年前の日からその婚姻の日以後1年を経過する日までの期間」とは具体的には、いつからいつまでのことをいいますか。 9
- [Q 1-6] 結婚に際し支出する費用で、受贈者又はその配偶者の居住の用に供する家屋の家賃、敷金等の費用は、婚姻の日の1年前の日から婚姻の日以後1年を経過する日までの間に締結された家屋の賃貸借契約に基づき、その契約締結の日以後3年を経過する日までに支払われたものとされています。具体的には、いつからいつまでに支払われた家賃等が結婚に際し支出する費用に該当しますか。 10
- [Q 1-7] 出産の日以後1年を経過する日までに支払われる出産に係る分べん費及び産後ケアの費用とは、いつまでに支払われた費用が該当しますか。 10

2 結婚・子育て資金管理契約に係る口座の開設時等に関するQ & A

- [Q 2-1] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。 11
- [Q 2-2] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、誰から贈与を受ける必要がありますか。 12
- [Q 2-3] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、いくらですか。また、その限度額の判定は、どのように行うのですか。 13

[Q 2-4]	「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けたいのですが、所得に関する要件とはどのようなものですか。……………	14
[Q 2-5]	令和3年4月1日に祖父から書面による贈与により取得した700万円の金銭について、結婚・子育て資金非課税申告書を提出し「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けましたが、非課税の限度額を使い切っていなかったため、令和5年6月1日に追加で祖父から書面による贈与により取得した500万円の金銭を、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用に係る口座に入金しようと考えています。この500万円について「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。また、適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。……………	15
[Q 2-6]	[Q 2-5]のケースで、700万円の口座に係る結婚・子育て資金管理契約について、その700万円を使い切って、一旦その契約が終了した後に500万円の贈与を受けた場合はどのようになりますか。……………	16
[Q 2-7]	結婚・子育て資金管理契約を終了することなく2つの結婚・子育て資金管理契約を締結（1つ目：A銀行で令和5年4月に締結、2つ目：B銀行で令和5年7月に締結）し、それぞれについて結婚・子育て資金非課税申告書を提出（結婚・子育て資金管理契約の締結日にそれぞれ提出）して、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。……………	17
3	結婚・子育て資金管理契約に係る口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払時に関するQ&A	
[Q 3-1]	結婚・子育て資金を実際に支払った時には、どのような手続を行えばよいのですか。……………	18
[Q 3-2]	結婚・子育て資金の支払を行い取扱金融機関の営業所等へ領収書等を提出する際に必要となる書類にはどのようなものがありますか。……………	20
[Q 3-3]	私は、令和5年4月30日に、婚姻後に自己及び配偶者の居住の用に供する家屋の賃貸借契約を締結し、同日、家賃及び敷金を支払いました。婚姻の届出及び結婚式は、令和5年11月15日に行う予定です。令和5年5月24日に家賃等に係る費用の領収書等を取扱金融機関に提出します。金融機関にはどのような手続を行えばよいのですか。……………	22
[Q 3-4]	[Q 3-3]のケースで、令和5年10月15日に手付金として結婚式・披露宴に要する費用を支払い、金融機関に領収書を提出していましたが、その後、結婚式・披露宴の日を延期し、婚姻の日は令和6年8月19日となりました。既に支払っている家賃、敷金、結婚式・披露宴に要する費用の取扱いはどのようになりますか。……………	23
[Q 3-5]	「結婚・子育て資金支出額」の計算はどのように行いますか。……………	24
4	結婚・子育て資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合のQ&A	
[Q 4-1]	祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けています。この度、祖父が亡くなったのですが、どのような手続を行えばよいのですか。……………	26
[Q 4-2]	[Q 4-1]のケースで、相続税の申告が必要な場合とはどのような場合ですか。……………	27
[Q 4-3]	私は、祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、	

結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けています。この度、祖父が亡くなり、亡くなった日における管理残額は500万円でした。私の場合、管理残額を祖父から遺贈により取得したものとみなされ、祖父の死亡に係る相続税の計算を行うこととなります。なお、私は、祖父の死亡による相続又は遺贈により財産を取得していません。また、私は、祖父から毎年現金200万円の贈与を受けて、暦年課税による贈与税の申告をしていますが、祖父の相続開始前3年以内に祖父から贈与によって取得した財産の価額は、私の相続税の課税価格の計算に当たり加算されますか。.....	28
[Q4-4] 私は[Q4-3]のケースで、贈与者の死亡に係る相続税の申告が必要です。私は、贈与者の孫で、贈与者の相続に関して代襲して相続人となった者ではありません。相続税の計算に当たり、相続税額の2割加算（相続税法第18条）の適用がありますか。.....	29
5 結婚・子育て資金管理契約の終了時に関するQ&A	
[Q5-1] 結婚・子育て資金管理契約は、いつどのような場合に終了するのですか。...	32
[Q5-2] 結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、どのような手続きを行えばよいのですか。.....	33
[Q5-3] 私は、結婚・子育て資金管理契約が終了したため、贈与税の申告が必要です。どのように贈与税を計算するのですか。.....	34
6 金融機関等からの調書及び金融機関等への通知に関するQ&A	
[Q6-1] 金融機関等は、どのような場合に調書を提出しなければならないのですか。...	37
[Q6-2] 金融機関等は、どのような場合に税務署長から通知を受けるのですか。...	38
7 参考資料（結婚・子育て資金非課税申告書等の様式）	
別表第十二(一) [結婚・子育て資金非課税申告書]	39
別表第十二(二) [追加結婚・子育て資金非課税申告書]	41
別表第十二(三) [結婚・子育て資金非課税取消申告書]	43
別表第十二(四) [結婚・子育て資金非課税廃止申告書]	45
別表第十二(五) [結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書]	47
別表第十二(六) [結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書]	49

※ 【関係法令等】の略語は、次のとおりです。

- 措法.....租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
- 措令.....租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
- 措規.....租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
- 平31改正法.....所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）
- 令3改正法.....所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
- 令3改正令.....租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）
- 令5改正法.....所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）
- 令5改正令.....租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）

1 制度全体に関するQ & A

[Q 1-1] 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「結婚・子育て資金の非課税」といいます。）」とはどのような特例ですか。

[A] 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に、18歳以上50歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金（具体的には[Q 1-3]を参照してください。）に充てるため、取扱金融機関との結婚・子育て資金管理契約（租税特別措置法第70条の2の3第2項第2号に規定するものをいいます。以下同じです。）に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等（以下「信託受益権又は金銭等」といいます。）の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して「結婚・子育て資金非課税申告書」を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります。

（注）1 「結婚・子育て資金非課税申告書」の提出など「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるための手続については[Q 2-1]を参照してください。

2 平成31年4月1日以後に受贈者が取得した信託受益権又は金銭等について、その取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません（所得に関する要件については[Q 2-4]を参照してください。）。

なお、結婚・子育て資金管理契約に係る契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡の日における非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支払う金銭（具体的には[Q 1-3]のイを参照してください。）については、300万円が限度となります。）を控除した残額（以下「管理残額」といいます。）を、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。

（注）1 「非課税抛出资额」とは、「結婚・子育て資金非課税申告書」又は「追加結婚・子育て資金非課税申告書」に「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます（1,000万円が限度となります。）。

2 「結婚・子育て資金支出額」とは、取扱金融機関の営業所等において結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます（具体的には[Q 3-5]を参照してください。）。

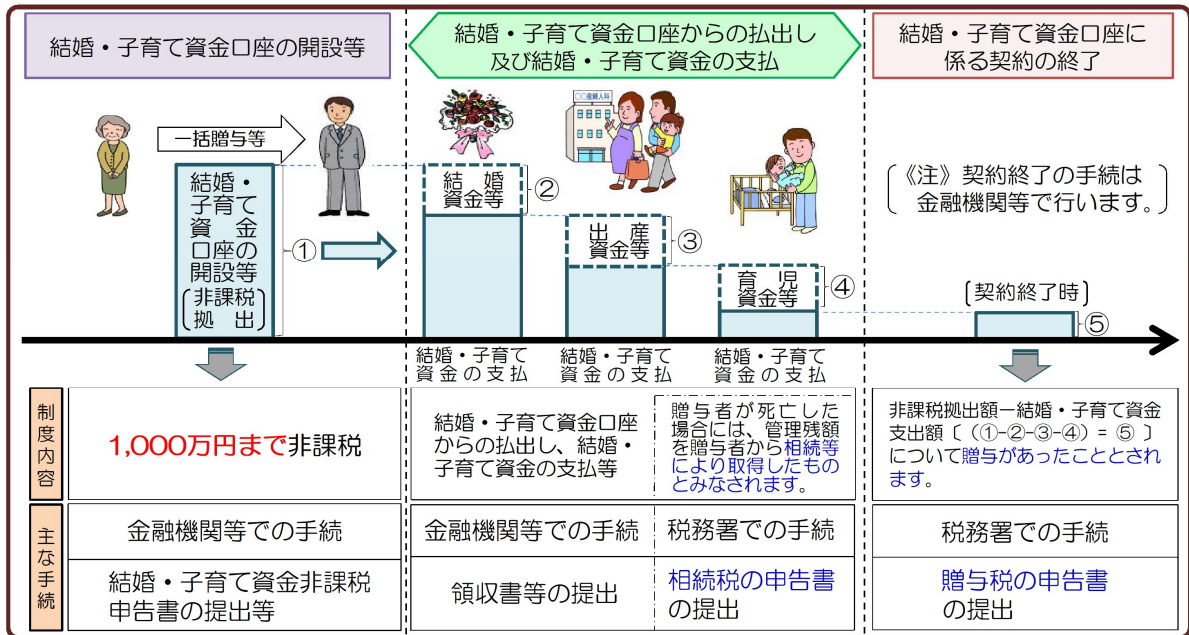
また、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合（契約の終了については[Q 5-1]を、契約終了時の手続については[Q 5-2]を参照してください。）において、その結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額（相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合にはその管理残額も含まれます。）を控除した残額があるときは、原則として、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

【関係法令等】

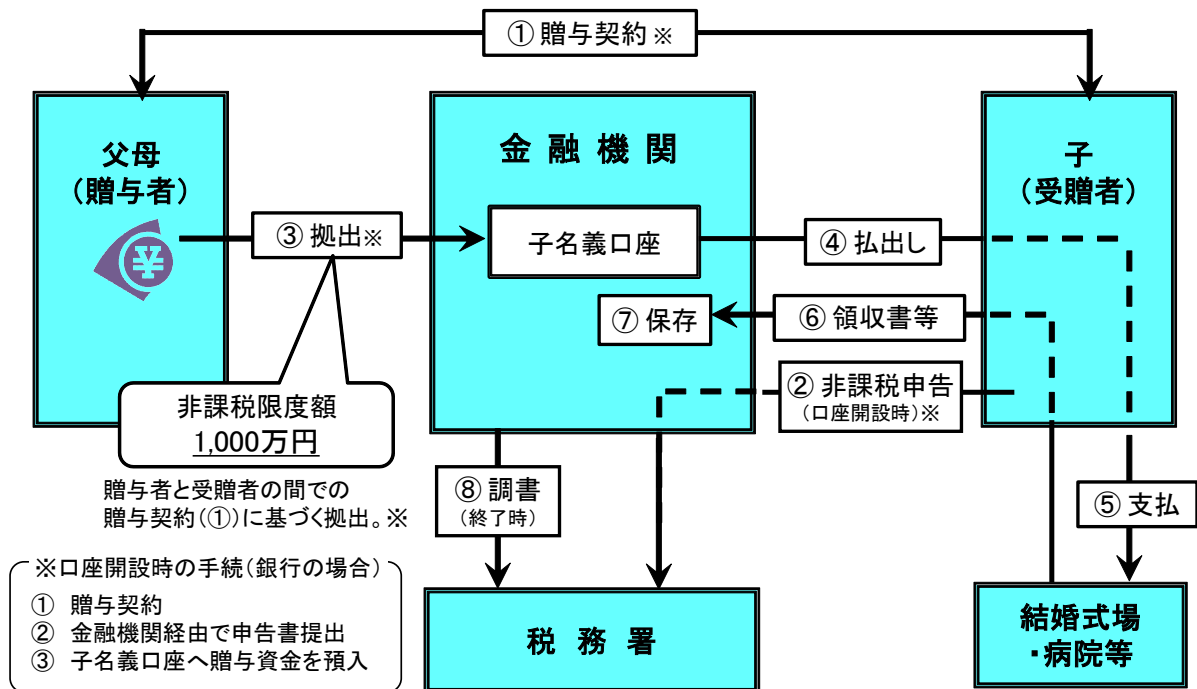
措法第70条の2の3第1項、第2項、第12項～第15項

(参考)「結婚・子育て資金の非課税」の特例のイメージ (概要・手続等)

結婚・子育て資金の非課税の特例のイメージ (概要)



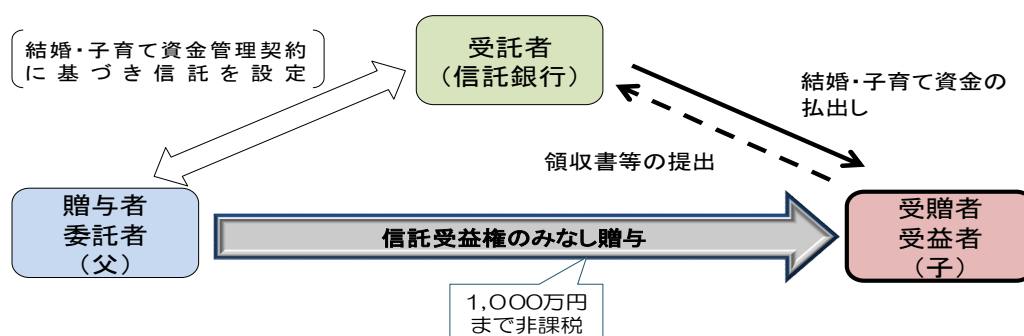
結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置のイメージ



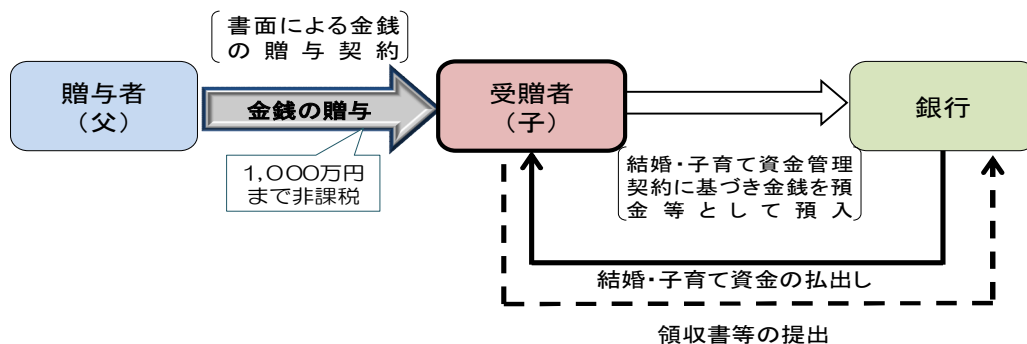
[Q 1-2] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の対象となる贈与を受けてから主に結婚・子育て資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに教えてください。

[A] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の対象となる贈与（信託の場合はみなし贈与。以下同じです。）を受けてから結婚・子育て資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに例を示せば次のとおりとなります。

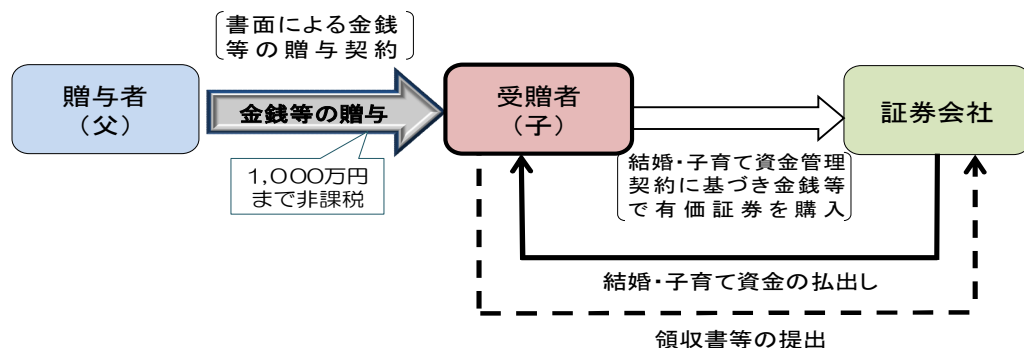
①信託銀行の場合



②銀行の場合



③証券会社の場合



(注) 上記②又は③の場合には、受贈者は贈与により金銭又は金銭等を取得した後2月以内（通常は贈与契約日後2月以内となります。）に、結婚・子育て資金管理契約に基づき、金銭を預金等として預入をし、又は金銭等で有価証券を購入しなければなりません。

上記③の場合で、贈与者の証券口座から受贈者の証券口座へ有価証券を振替えたときは、有価証券の購入があったものとみなされます。

なお、「金銭等」とは、金銭又は公社債投資信託の受益証券のうち一定のもの（いわゆるMRF又はMMF）をいいます。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第1項

措令第40条の4の4第2項、第4項、第5項

措規第23条の5の4第1項

[Q 1-3] 結婚・子育て資金とは、具体的にはどのようなものですか。

[A] 結婚・子育て資金とは、次に掲げる金銭をいいます。

イ 受贈者の結婚に際して支出する費用で次の費用に充てられる金銭

- ① 受贈者の婚姻の日の1年前の日以後に支払われる婚姻に係る婚礼（結婚披露を含みます。）のために要する費用で一定のもの
- ② 受贈者又はその配偶者の居住の用に供する家屋の賃貸借契約（受贈者が締結するものに限り、）であって、婚姻の日の1年前の日からその婚姻の日以後1年を経過する日までの期間に締結されるものに基づきその締結の日以後3年を経過する日までに支払われる家賃、敷金その他一定のもの
- ③ 受贈者が、受贈者及びその配偶者の居住の用に供するための家屋に転居（婚姻の日の1年前の日からその婚姻の日以後1年を経過する日までの期間にする転居に限り、）をするための一定の費用

ロ 受贈者又はその配偶者の妊娠、出産又は育児に要する費用で次の費用に充てられる金銭

- ① 受贈者又はその配偶者の不妊治療のために要する費用又は妊娠中に要する費用で一定のもの
- ② 受贈者又はその配偶者の出産の日以後1年を経過する日までに支払われるその出産に係る分べん費その他の費用で一定のもの
- ③ 受贈者の小学校就学前の子の医療のために要する費用で一定のもの
- ④ 幼稚園、保育所等を設置する者に支払う受贈者の子に係る保育料その他の費用で一定のもの

※ 結婚・子育て資金及び支払先の範囲について不明な点がある場合には、こども家庭庁少子化対策室にお尋ねください。

なお、内閣府ホームページにも結婚・子育て資金及び支払先の範囲に関する情報が掲載されています。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第2項第1号

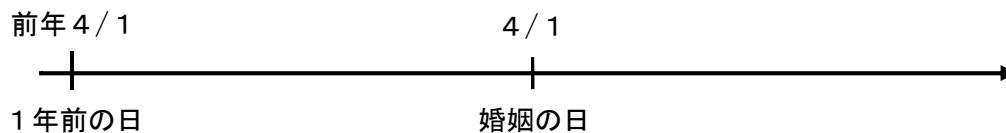
措令第40条の4の4第6項、第7項

平成27年3月31日内閣府告示第48号

[Q 1-4] 結婚に際し支出する費用で、婚礼（結婚披露等）のための費用は、婚姻の日の1年前の日以後に支払われる一定のものとされています。具体的には、いつからいつまでに支払われた費用が婚礼のための費用に該当しますか。

[A] 婚姻は届出の受理によってその効力が生ずることから、婚姻の日とは、婚姻の届出が提出され受理された日をいいます。例えば、婚姻の日が4月1日である場合には、婚姻の日の1年前の日はその前年の4月1日です。この場合には、前年の4月1日以後に支払われた費用が婚礼のための費用に該当します。

なお、婚姻の日以後の支払期限については、特に定めがありません。したがって、婚姻の日から1年後に結婚披露宴を行い支払った費用であっても婚礼のための費用に該当します。



【関係法令等】

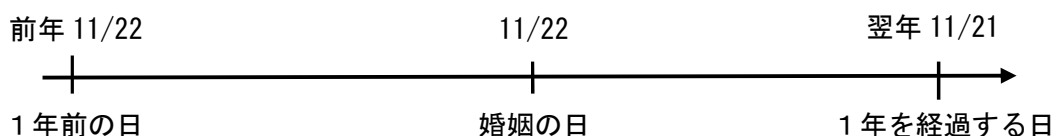
措法第70条の2の3第2項第1号イ

措令第40条の4の4第6項第1号

民法第739条、第740条

[Q 1-5] [Q 1-3]のイ②及び③の「婚姻の日の1年前の日からその婚姻の日以後1年を経過する日までの期間」とは具体的には、いつからいつまでのことをいいますか。

[A] 例えば、婚姻の日が11月22日である場合には、婚姻の日の1年前の日はその前年の11月22日です。また、婚姻の日以後1年を経過する日はその翌年の11月21日です。



[Q 1-6] 結婚に際し支出する費用で、受贈者又はその配偶者の居住の用に供する家屋の家賃、敷金等の費用は、婚姻の日の1年前の日から婚姻の日以後1年を経過する日までの間に締結された家屋の賃貸借契約に基づき、その契約締結の日以後3年を経過する日までに支払われたものとされています。具体的には、いつからいつまでに支払われた家賃等が結婚に際し支出する費用に該当しますか。

[A] 例えば、婚姻の日が11月22日である場合には、婚姻の日の1年前の日とはその前年の11月22日をいい、婚姻の日以後1年を経過する日とは翌年の11月21日をいいます。

この期間に受贈者が締結した家屋の賃貸借契約に基づき支払われた家賃、敷金等で、その契約締結の日以後3年を経過する日までに支払われたものが、結婚に際し支出する費用に該当します。

賃貸借契約の締結日が、令和2年9月1日である場合、契約締結の日以後3年を経過する日は、令和5年8月31日となり、この日までに支払われた家賃等が該当します。

【関係法令等】

措令第40条の4の4第6項第2号

[Q 1-7] 出産の日以後1年を経過する日までに支払われる出産に係る分べん費及び産後ケアの費用とは、いつまでに支払われた費用が該当しますか。

[A] 例えば、出産の日が9月1日である場合には、出産の日以後1年を経過する日は、翌年の8月31日となり、この日までに支払われた分べん費等が該当します。

【関係法令等】

措令第40条の4の4第7項第2号

2 結婚・子育て資金管理契約に係る口座の開設時等に関するQ & A

[Q 2-1] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためにはどのような手続きを行えばよいのですか。

[A] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、結婚・子育て資金非課税申告書とその申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下この問において「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、結婚・子育て資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等に対し提出（その記載事項の電磁的方法による提供を含みます。以下同じです。）し、受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注）1 結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行う手続はありません。

2 結婚・子育て資金非課税申告書の様式は、39 ページのとおりです。

3 結婚・子育て資金非課税申告書の電磁的方法による提供については、取扱金融機関においてその方法に対応していることが必要となりますので、事前に取扱金融機関に確認をしてください。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 3 第 3 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項

[Q 2 - 2] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、誰から贈与を受ける必要がありますか。

[A] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、直系尊属から贈与を受ける必要があります。

直系尊属とは、例えば、受贈者の父母、祖父母及び曾祖父母をいいます。したがって、養子縁組による親族関係がある場合（例：受贈者の配偶者の父母の養子となっている場合）を除き、受贈者の配偶者の直系尊属は含まれません。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 3 第 1 項

民法第 727 条

[Q 2 - 3] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、いくらですか。また、その限度額の判定は、どのように行うのですか。

[A] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、受贈者ごとに1,000万円となります。したがって、祖父及び祖母のそれぞれから1,000万円を贈与により取得した場合（合計で2,000万円を取得した場合）であっても、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の対象は1,000万円が限度となりますので、差額の1,000万円につきましては、その贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されます。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第1項

[Q 2 - 4] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けたいのですが、所得に関する要件とはどのようなものですか。

[A] 受贈者が信託受益権又は金銭等を取得した場合において、受贈者のその取得をした日の属する年の前年分の所得税に係る「合計所得金額」が1,000万円を超えるときは、その信託受益権又は金銭等について、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることができません（追加で信託受益権又は金銭等を取得した場合（具体的には [Q 2 - 5] を参照してください。）についても、同様です。）。

なお、平成31年3月31日以前に取得した信託受益権又は金銭等については、このような所得要件はありません。

(注) 1 この要件は、信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額で判定されますので、その前年分の合計所得金額が1,000万円を超えた場合であっても、その後、合計所得金額が1,000万円以下となった年がある場合には、その年の翌年に取得した信託受益権又は金銭等については、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。

2 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額及び山林所得金額を加算した金額をいいます。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については、居住用財産を売却した場合の3,000万円の特別控除の特例などの特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等の譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額をいいます。

※ 「合計所得金額」については、確定申告書の控えや給与所得の源泉徴収票などから確認できます。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第1項、第4項

平31改正法附則第79条第5項

[Q 2-5] 令和3年4月1日に祖父から書面による贈与により取得した700万円の金銭について、結婚・子育て資金非課税申告書を提出し「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けましたが、非課税の限度額を使い切っていなかったため、令和5年6月1日に追加で祖父から書面による贈与により取得した500万円の金銭を、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用に係る口座に入金しようと考えています。この500万円について「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。また、適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。

[A] 非課税の限度額(1,000万円)から既に「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるために提出した結婚・子育て資金非課税申告書に記載した700万円を控除した残額(300万円)を限度に、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。その場合、受贈者は、追加結婚・子育て資金非課税申告書をその結婚・子育て資金非課税申告書に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日(以下この間において「追加資金預入等期限」といいます。)までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、追加結婚・子育て資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、追加資金預入等期限までに追加結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合や贈与により信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできず、その贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されます。

お尋ねの場合、上記の残額(300万円)を超える部分である200万円については、贈与により取得した年の翌年(令和6年)の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告を行う必要があります。

(注) 1 追加結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、追加資金預入等期限までに税務署で行う手続はありません。

2 追加結婚・子育て資金非課税申告書の様式は、41ページのとおりです。

3 追加の贈与が当初の贈与者と異なる直系尊属(祖母や父母など)からの場合であっても、追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出する必要があります。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第1項、第4項、第5項

[Q2-6] [Q2-5] のケースで、700 万円の口座に係る結婚・子育て資金管理契約について、その 700 万円を使い切って、一旦その契約が終了した後に 500 万円の贈与を受けた場合はどのようにになりますか。

[A] 非課税の限度額（1,000 万円）から既に「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるために提出した結婚・子育て資金非課税申告書に記載した 700 万円を控除した残額（300 万円）を限度に、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。その場合、受贈者は、結婚・子育て資金非課税申告書をその結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下この間において「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、結婚・子育て資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに結婚・子育て資金非課税申告書の提出がない場合や贈与により信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできず、その贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されます。

お尋ねの場合、上記の残額（300 万円）を超える部分である 200 万円については、贈与により取得した年の翌年（令和 6 年）の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告を行う必要があります。

- (注) 1 提出する申告書は「追加結婚・子育て資金非課税申告書」ではなく「結婚・子育て資金非課税申告書」となります。
- 2 結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行う手続はありません。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 3 第 1 項、第 3 項～第 5 項

[Q 2-7] 結婚・子育て資金管理契約を終了することなく2つの結婚・子育て資金管理契約を締結（1つ目：A銀行で令和5年4月に締結、2つ目：B銀行で令和5年7月に締結）し、それぞれについて結婚・子育て資金非課税申告書を提出（結婚・子育て資金管理契約の締結日にそれぞれ提出）して、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。

[A] 結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合には提出することはできません（2つ目の結婚・子育て資金管理契約の締結前に、1つ目の結婚・子育て資金管理契約が終了している場合を除きます。具体的には[Q 2-6]を参照してください。）。

お尋ねの場合、令和5年4月に結婚・子育て資金非課税申告書を提出して、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますが、結婚・子育て資金非課税申告書を提出した後に再び結婚・子育て資金非課税申告書を重ねて提出することはできません。したがって、令和5年7月に結婚・子育て資金非課税申告書を提出して、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けることはできず、贈与を受けた金額がその贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されることとなります。

- （注） 1 結婚・子育て資金非課税申告書に係る口座を2以上開設することはできません。
2 結婚・子育て資金管理契約が終了する要件につきましては、[Q 5-1]を参照してください。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第6項、第13項

3 結婚・子育て資金管理契約に係る口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払時に関するQ & A

[Q 3-1] 結婚・子育て資金を実際に支払った時には、どのような手続を行えばよいのですか。

[A] 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受ける受贈者は、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（相続税法第21条の3第1項第2号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた生活費又は教育費に係るもの及び租税特別措置法第70条の2の2に規定する教育資金の一括贈与の非課税の特例に係る教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等として取扱金融機関の営業所等に提出又は提供したものを除きます。以下「領収書等」といいます。）を、受贈者が選択した方法ごとに定められた次のイ又はロの提出期限までに、取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。ただし、[Q 5-1]のイ又はハに掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した日において取扱金融機関の営業所等にまだ提出していない領収書等については、次のイ又はロの提出期限ではなく、その結婚・子育て資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までにその領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

イ 結婚・子育て資金を支払った後にその実際に支払った金額を結婚・子育て資金管理契約に係る口座から払い出す方法（のみ）をその口座からの払出方法として選択した場合

⇒ 領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

ロ イ以外の方法を結婚・子育て資金管理契約に係る口座の払出方法として選択した場合

⇒ 領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

（注）1 上記本文の領収書等には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の規定により最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日前に支払われた結婚・子育て資金に係るものや [Q 5-1] のイ又はハに掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了する日後に支払われた結婚・子育て資金に係るものは含まれません。

2 上記イ又はロの選択をした後は、その後において選択の変更はできません。

【関係法令等】

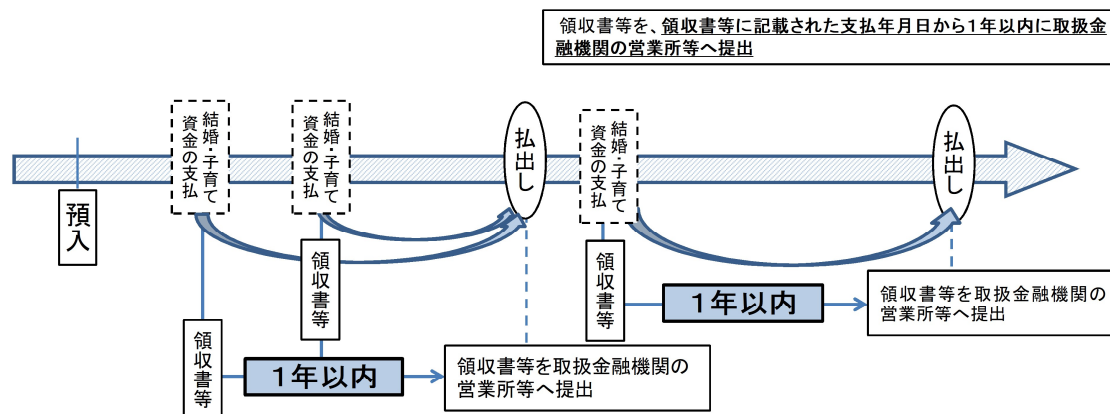
措法第70条の2の3第9項、第11項

措令第40条の4の4第13項、第14項、第18項

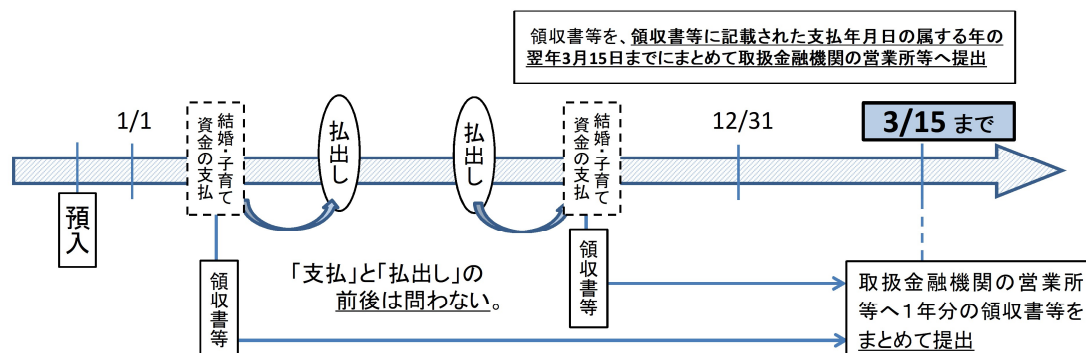
(参考) 領収書等の提出の時期 (イメージ)

領収書等の提出の時期

【イの場合】



【ロの場合】



※ ロの方法を選択した場合の注意点

受贈者がロの方法を選択した場合、受贈者がその年中に払い出した金銭の合計額が、その年中に結婚・子育て資金の支払に充てたものとして提出された領収書等により取扱金融機関の営業所等が結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認した金額の合計額を超えると、取扱金融機関の営業所等が結婚・子育て資金支出額として記録する金額は、その領収書等の金額の合計額が限度となります（具体的には[Q3-5]を参照してください）。

例えば、受贈者が12月に金銭の払出しを行い、その金銭を翌年の1月に結婚・子育て資金の支払に充てた場合には、金銭の払出年と領収書等に記載された支払年が、同一年中とならないことから、その領収書等を翌年の3月15日までに提出したとしても、12月に払い出した金銭は、それに見合う同一年中の領収書等の金額がないことから、結婚・子育て資金支出額として記録されないこととなります。

[Q3-2] 結婚・子育て資金の支払を行い取扱金融機関の営業所等へ領収書等を提出する際に必要となる書類にはどのようなものがありますか。

[A] 領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出する場合には、その領収書等が結婚に際して支出する費用又は妊娠、出産若しくは育児に要する費用に係るものであることを証する書類として、次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに掲げる書類を領収書等と併せて提出しなければなりません（既に取扱金融機関の営業所等にそれぞれに掲げる書類を提出している場合には、提出を要しません。）。

1 結婚に際して支出する費用

(1) 婚礼（結婚披露を含みます。）のために要する費用

受贈者の戸籍の謄本その他の書類で婚姻の事実及び婚姻の年月日を証するもの

(2) 家賃、敷金等の費用

イ 上記(1)に掲げる書類

ロ 家屋の賃貸借契約に係る契約書の写しその他の書類で賃貸借契約を締結した者及び契約年月日を証するもの

ハ 受贈者又はその配偶者の住民票の写しその他の書類で受贈者又はその配偶者が租税特別措置法施行令第40条の4の4第6項第2号の家屋を居住の用に供したことを証するもの（上記ロの賃貸借契約に係る契約書等に受贈者又はその配偶者がその家屋に居住する旨の記載がある場合には、この書類の提出は要しません。）。

(3) 転居をするための費用

イ 上記(1)に掲げる書類

ロ 受贈者の住民票の写しその他の書類で受贈者が租税特別措置法施行令第40条の4の4第6項第3号の家屋に転居した事実及び転居の年月日を証するもの

(注) 領収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため、上記(1)の書類を提出できないときは、配偶者となる予定の者の氏名、住所及び生年月日、婚姻の予定年月日並びに婚姻予定の届出書と併せて提出した領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日（以下「提出期限」といいます。）までに上記(1)の書類を提出する旨等を記載した届出書（以下「婚姻予定の届出書」といいます。）を提出することとされています。その後、提出期限までに上記(1)の書類を取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

上記(1)の書類が提出期限までに提出されなかったときには、その領収書等に係る金額は、結婚・子育て資金管理契約に係る結婚・子育て資金支出額の記録が訂正され、結婚・子育て資金支出額として記録されないこととなります。

2 妊娠、出産又は育児に要する費用

(1) 不妊治療のために要する費用又は妊娠中に要する費用

受贈者の配偶者に係る費用であるときには、受贈者の配偶者の住民票の写しその他の書類で受贈者の配偶者の氏名及び受贈者の配偶者である旨を証するもの

(2) 出産に係る分べん費その他これに類する費用

イ 上記2(1)に掲げる書類

ロ 出産の事実及び出産の年月日を証する書類（例：母子手帳など）

(3) 小学校就学前の子の医療のために要する費用

受贈者の子の住民票の写し・戸籍の謄本その他の書類で子の氏名及び生年月日並びに
受贈者の子である旨を証するもの

- (4) 幼稚園、保育所等に支払う子に係る保育料等の費用
上記2(3)に掲げる書類

【関係法令等】

措令第40条の4の4第6項、第7項、第15項、第16項、第20項
措規第23条の5の4第7項～第9項

[Q 3-3] 私は、令和5年4月30日に、婚姻後に自己及び配偶者の居住の用に供する家屋の賃貸借契約を締結し、同日、家賃及び敷金を支払いました。婚姻の届出及び結婚式は、令和5年11月15日に行う予定です。令和5年5月24日に家賃等に係る費用の領収書等を取扱金融機関に提出します。金融機関にはどのような手続を行えばよいのですか。

[A] 結婚に際して支出する費用の領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出する場合には、その領収書等と併せて戸籍の謄本その他の書類で婚姻の事実及び婚姻の年月日を証明する書類（以下「婚姻の証明書類」といいます。）を提出しなければなりません（既に取扱金融機関の営業所等に提出している場合には、提出を要しません。）。

しかし、その領収書等を提出する日において、まだ婚姻の届出をしていないため婚姻の証明書類を提出できないときは婚姻予定の届出書を領収書等と併せて提出することとされています（既に取扱金融機関の営業所等に提出している場合には、提出を要しません。）。

この場合には、領収書等に記載された支払年月日から1年を経過するまでに婚姻の証明書類を取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第9項

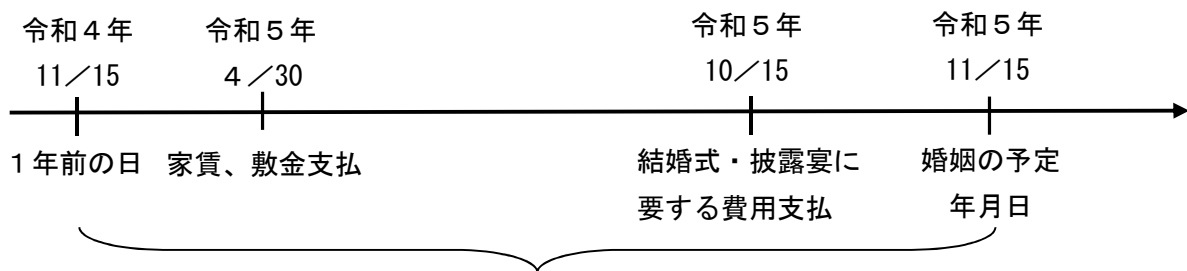
措令第40条の4の4第15項、第16項

[Q3-4] [Q3-3]のケースで、令和5年10月15日に手付金として結婚式・披露宴に要する費用を支払い、金融機関に領収書を提出していましたが、その後、結婚式・披露宴の日を延期し、婚姻の日は令和6年8月19日となりました。既に支払っている家賃、敷金、結婚式・披露宴に要する費用の取扱いはどのようになりますか。

[A] 結婚・子育て資金となる家賃、敷金は、婚姻の日の1年前の日からその婚姻の日以後1年を経過する日までの期間に締結された家屋の賃貸借契約に基づき支払われるものとされています（[Q1-3]を参照してください）。したがって、婚姻の日が令和6年8月19日となった場合、令和5年4月30日に締結された家屋の賃貸借契約は、婚姻の日の1年前の日前に締結されたこととなりますので、その賃貸借契約に基づき支払われた家賃、敷金等は、「結婚・子育て資金の非課税」の特例に係る結婚に際して支出する費用には当たらないこととなり、取扱金融機関の営業所等の記録が訂正されることとなります。

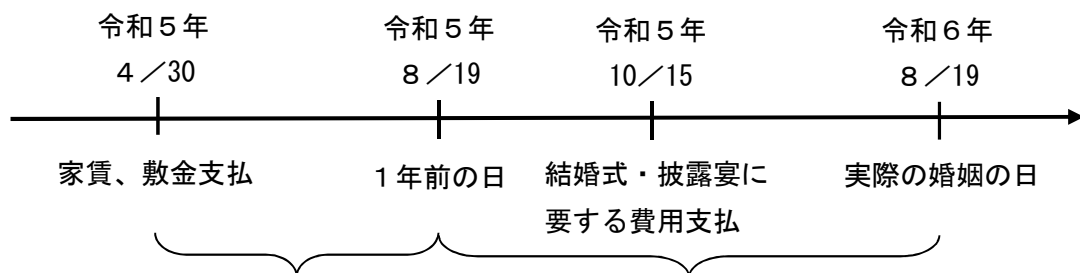
なお、令和5年10月15日の結婚式・披露宴の手付金については、婚姻の日である令和6年8月19日の1年前の日以後に支払われた費用であり、結婚・子育て資金支出として取り扱われます。

【当初の予定】



この期間の支出は、結婚に際して支出する費用として取扱金融機関で記録される。

【実際の婚姻の日】



賃貸借契約の締結日が、婚姻の日の1年前の日前となることから、その契約に基づき支払われた家賃、敷金は結婚に際して支出する費用に該当しないこととなり、取扱金融機関の記録を訂正。

結婚に際して支出する費用に該当するものとして取扱金融機関で記録。

ただし、令和5年8月19日以降に支払った家賃については、賃貸借契約の締結日が、婚姻の日の1年前の日前となることから、結婚に際して支出する費用には該当しません。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第2項、第9項
 措令第40条の4の4第6項、第15項

[Q 3-5] 「結婚・子育て資金支出額」の計算はどのように行いますか。

[A] 「結婚・子育て資金支出額」とは、取扱金融機関の営業所等において結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます（結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書等の取扱金融機関の営業所等への提出時期等については、[Q 3-1]を参照してください。）。

なお、[Q 3-1]の口の方法を選択した場合で、その年中に払い出した金銭の合計額が、取扱金融機関の営業所等に提出された領収書等でその年中に結婚・子育て資金の支払に充てたことを取扱金融機関の営業所等が確認した金額の合計額を下回るときは、取扱金融機関の営業所等が結婚・子育て資金支出額として記録する金額は、その払い出した金銭の合計額が限度となります。

(注) 1 上記の結婚・子育て資金支出額には、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の規定により最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日前に支払われた結婚・子育て資金に係るものや[Q 5-1]のイ又はハに掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了する日後に支払われた結婚・子育て資金に係るものは含まれません。

2 [Q 3-1]の口の方法を選択した場合で、取扱金融機関の営業所等が結婚・子育て資金支出額として記録しようとする金額のうち結婚に際して支出する費用と妊娠、出産又は育児に要する費用とがあるときは、妊娠、出産又は育児に要する費用に支払われる資金の額が優先して結婚・子育て資金支出額として記録され、なお、その年中に払い出した金銭の合計額に満たない金額があるときは、結婚に際して支出する費用の額のうちその満たない金額が結婚・子育て資金支出額として記録されることとなります。

3 結婚に際して支出する費用に係る領収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため、婚姻の証明書類の提出ができず、婚姻予定の届出書を領収書等と併せて提出している場合([Q 3-3]を参照してください。)において、提出期限(その領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日)までに婚姻の証明書類が取扱金融機関の営業所等に提出されなかったときは、その結婚に際して支出する費用は、結婚・子育て資金支出額として記録されないこととなります。

また、結婚・子育て資金管理契約中に贈与者が死亡した場合におけるその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額及び結婚・子育て資金管理契約が終了した場合における贈与税の課税価格に算入される残額(具体的には[Q 5-3]を参照してください。)の計算における「結婚・子育て資金支出額」には、その贈与者の死亡の日又は結婚・子育て資金管理契約の終了の前日に他の贈与者の死亡により相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額が含まれます。

(注) 上記の管理残額及び結婚・子育て資金管理契約が終了した場合における贈与税の課税価格に算入される残額の計算において、非課税拠出額から控除する結婚・子育て資金支出額は、結婚に際して支出する費用については、300万円が限度となります。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第2項、第9項～第12項、第14項

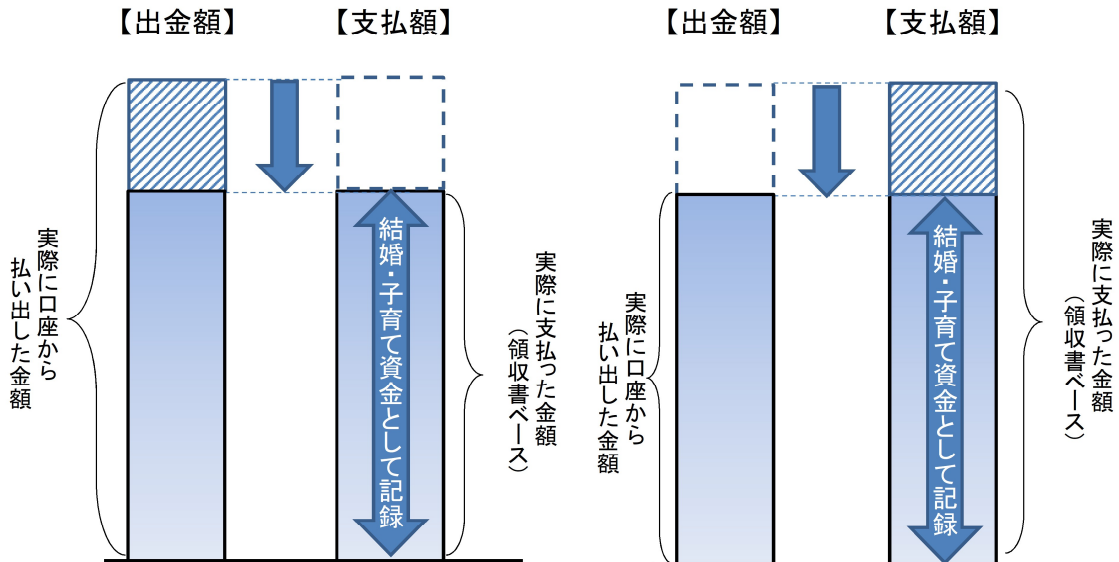
措令第40条の4の4第14項、第16項～第21項、第23項

(参考) 結婚・子育て資金支出額として取扱金融機関の営業所等で記録される金額のイメージ

結婚・子育て資金支出額として取扱金融機関の営業所等で記録される金額①

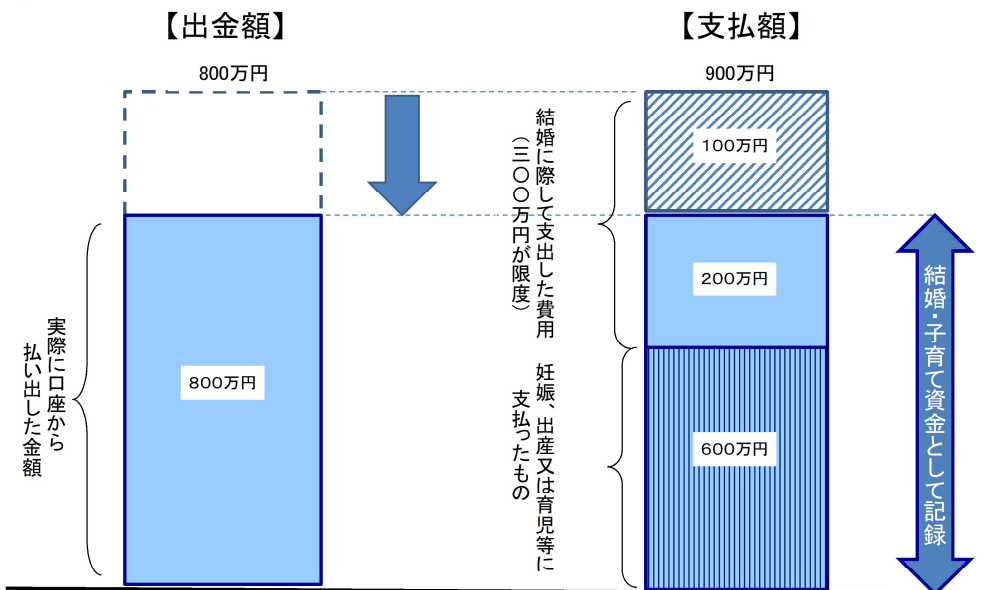
1. 出金額 > 支払額の場合

2. 出金額 < 支払額の場合



結婚・子育て資金支出額として取扱金融機関の営業所等で記録される金額②

妊娠、出産又は育児に要する費用を優先して記録する



○ 結婚に際して支出した費用で結婚・子育て資金として記録する金額は、200万円

4 結婚・子育て資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合のQ & A

[Q 4-1] 祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けています。この度、祖父が亡くなったのですが、どのような手続を行えばよいのですか。

[A] 贈与者が、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用に係る贈与をした日からその贈与に係る結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、その贈与者に係る受贈者は、贈与者が死亡した事実を知ったときに、速やかに、贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければなりません。なお、贈与者が死亡した日以前に支払われた結婚・子育て資金に係る領収書等で取扱金融機関の営業所等に未提出であるものについても提出してください。

また、管理残額（贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（具体的には[Q 3-5]を参照してください。）を控除した残額）をその贈与者から相続（受贈者が贈与者の相続人以外の者である場合は、遺贈）により取得したものとみなして、相続税に関する法令の規定を適用することとされています。

したがって、受贈者は、取扱金融機関の営業所等に管理残額を確認し、贈与者の死亡に係る相続税の申告の要否を確認してください（[Q 4-2]を参照してください。）。

(注) 1 結婚に際して支出する費用に係る領収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため、婚姻の証明書類の提出ができず、婚姻予定の届出書を領収書等と併せて提出している場合には、贈与者が死亡し取扱金融機関の営業所等に管理残額を確認した後であっても、その領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに婚姻の証明書類を提出しなければなりません（[Q 3-3]を参照してください。）。

提出期限までに、婚姻の証明書類が取扱金融機関の営業所等に提出されなかったときは、その結婚に際して支出する費用は、結婚・子育て資金支出額として記録されず、その訂正後の結婚・子育て資金支出額に基づき、管理残額（贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入される金額）が再計算されることとなります。

2 「非課税拠出額」とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます（1,000万円が限度となります。）。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第12項

措令第40条の4の4第15項、第16項、第20項、第21項、第23項、第24項

[Q 4-2] [Q 4-1] のケースで、相続税の申告が必要な場合とはどのような場合ですか。

[A] 被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した各人の課税価格の合計が、遺産に係る基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

贈与者が死亡した日において管理残額がある場合には、受贈者は、その管理残額の金額を贈与者から相続（受贈者が贈与者の相続人以外の者である場合は、遺贈）により取得したものとみなされますので、贈与者（被相続人）から相続（遺贈）により財産を取得した人に該当することとなります。

この場合における各人の課税価格は、次により計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{相続や遺贈によって} \\ \text{取得した財産の価額} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{相続時精算課税} \\ \text{適用財産の価額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{債務・葬式} \\ \text{費用の金額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{相続開始前3年以内} \\ \text{の贈与財産の価額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{各人の} \\ \text{課税価格} \\ \hline \end{array}$$

また、遺産に係る基礎控除額は、3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）の算式により計算します。

なお、その受贈者の相続税の課税価格（上記の各人の課税価格）の計算に当たっては、次の①の点に、相続税額の計算に当たっては、次の②の点に注意してください。

① 相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額の適用

相続税の課税価格の計算に当たって、贈与者から相続（遺贈）により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、相続開始前3年以内に被相続人から暦年贈与に係る贈与によって取得した財産の相続税の課税価格への加算の規定（相続税法第19条）の適用はありません（具体的には [Q 4-3] を参照してください。）。

※ 死亡保険金等や死亡退職金等のみなし相続（遺贈）財産を取得している場合には、その受贈者は、贈与者から相続（遺贈）により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者には当たりませんのでご注意ください。

② 相続税額の2割加算の適用

相続税額を計算するに当たって、管理残額に対応する相続税額については、次によりまず（具体的には [Q 4-4] を参照してください。）。イ

令和3年3月31日以前にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等で、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けたもの

相続税額の2割に相当する金額を加算する規定（相続税法第18条。以下「相続税額の2割加算」といいます。）の適用はありません。

ロ 令和3年4月1日以後にその贈与者から取得した信託受益権又は金銭等で、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けたもの

相続税額の2割加算が適用されます。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第12項

[Q 4-3] 私は、祖父から書面による贈与により取得した 1,000 万円の金銭について、結婚・子育て資金非課税申告書を提出し、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けています。この度、祖父が亡くなり、亡くなった日における管理残額は 500 万円でした。私の場合、管理残額を祖父から遺贈により取得したものとみなされ、祖父の死亡に係る相続税の計算を行うこととなります。なお、私は、祖父の死亡による相続又は遺贈により財産を取得していません。また、私は、祖父から毎年現金 200 万円の贈与を受けて、暦年課税による贈与税の申告をしていますが、祖父の相続開始前 3 年以内に祖父から贈与によって取得した財産の価額は、私の相続税の課税価格の計算に当たり加算されますか。

[A] 受贈者が贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった場合には、相続開始前 3 年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の相続税の課税価格への加算の規定（相続税法第 19 条）の適用はありません。したがって、このケースにおいて、毎年贈与を受けていた現金 200 万円のうち、相続開始前 3 年以内の贈与により取得したものについて、相続税の課税価格に加算されることはありません。

ただし、死亡保険金等や死亡退職金等のように相続税に関する法令により、相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産を取得した場合には、「贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった場合」には、当たりませんのでご注意ください。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 3 第 12 項第 4 号

[Q 4-4] 私は[Q 4-3]のケースで、贈与者の死亡に係る相続税の申告が必要です。私は、贈与者の孫で、贈与者の相続に関して代襲して相続人となった者ではありません。相続税の計算に当たり、相続税額の2割加算（相続税法第18条）の適用がありますか。

[A] 相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったため、代襲して相続人となったその被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、その者に係る相続税額は、その相続税額に2割に相当する金額を加算した金額とされます。

この規定は、贈与者が「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用に係る贈与をした日からその贈与に係る結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合において、令和3年4月1日以後にその贈与者から信託受益権又は金銭等の取得をしたものがあるときにおけるその取得分に対応する管理残額に相当する相続税額についても、適用されます。

なお、管理残額のうち令和3年3月31日以前にその贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等に係る部分については、相続税額の2割加算の適用はありません。

また、受贈者が贈与者の死亡に伴い相続又は遺贈により財産を取得している場合の受贈者の相続税額のうち2割加算の対象とならない部分の相続税額の計算は次のとおりです。

【管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額の計算】

（算式）

$$A \times \frac{B}{B+C}$$

上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A＝管理残額（[Q 4-1]を参照してください。）

B＝死亡した贈与者から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝死亡した贈与者から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

【受贈者の相続税額のうち2割加算の対象とならない部分の金額の計算】

$$\text{受贈者の相続税額（2割加算前）} \times \frac{\text{管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額}}{\text{受贈者の相続税の課税価格}} = \text{2割加算の対象とならない相続税額}$$

【関係法令等】

令3改正法附則第75条第5項

令3改正令附則第29条第7項

(参考) 取得時期に応じた信託受益権又は金銭等に係る贈与者死亡時の相続税の課税関係

信託受益権又は 金銭等の取得時期	～令和3年3月31日	令和3年4月1日～
1 管理残額の相 続税課税	<u>課税あり</u>	<u>課税あり</u>
2 相続税額の2 割加算の適用	加算なし	<u>加算あり</u>

設例 ①令和3年3月31日以前と、②令和3年4月1日以後に、それぞれ贈与により金銭を取得している場合

次の事実関係のとおり、祖父と祖母から贈与により金銭を取得し、その金銭について「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けていましたが、契約期間中に祖父が死亡しました。この場合の管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額の計算方法を教えてください。

年月日	事実
令和3年3月1日	① 祖父から300万円取得し、特例適用
令和3年5月1日	② 祖母から追加で200万円取得し、特例適用
令和3年10月1日	③ 結婚・子育て資金として400万円支出
令和5年6月1日	④ 祖父から追加で500万円取得し、特例適用
令和6年3月1日	祖父が死亡

上記の設例の場合の計算方法と算出される管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額は、以下のとおりとなります。

【祖父死亡時の管理残額の計算】

$$\left(\begin{array}{l} \text{非課税拋出額} \\ \text{①+②+④} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{結婚・子育て} \\ \text{資金支出額} \\ \text{③} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{祖父から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{①+④} \end{array}}{800 \text{ 万円}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{管理残額} \\ 480 \text{ 万円} \end{array}} \cdots \text{⑤}$$

1,000 万円
〔非課税拋出額 ①+②+④〕

【管理残額のうち2割加算の対象とならない部分の金額の計算】

$$\begin{array}{l} \text{管理残額} \\ \text{⑤} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{祖父から取得し、特例の適用を受けた} \\ \text{金銭のうち、令和3年3月31日以前に} \\ \text{取得をしたもの} \\ \text{①} \end{array}}{800 \text{ 万円}} = \boxed{180 \text{ 万円}}$$

300 万円
〔祖父から取得し、特例の適用を受けた金銭 ①+④〕

5 結婚・子育て資金管理契約の終了時に関するQ & A

[Q 5 - 1] 結婚・子育て資金管理契約は、いつどのような場合に終了するのですか。

[A] 結婚・子育て資金管理契約は、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める日のいずれか早い日に終了します。

イ 受贈者が50歳に達した場合 その受贈者が50歳に達した日

ロ 受贈者が死亡した場合 その受贈者が死亡した日

ハ 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額がゼロとなった場合、結婚・子育て資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額がゼロとなった場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額がゼロとなった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったとき その結婚・子育て資金管理契約が合意に基づき終了する日

【関係法令等】

措法第70条の2の3第13項

[Q5-2] 結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、どのような手続を行えばよいのですか。

[A] 受贈者は、[Q5-1] のイ又はハに掲げる場合に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、取扱金融機関の営業所等にまだ提出していない領収書等については、その結婚・子育て資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までに取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。

また、その結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額（具体的には [Q3-5] を参照してください。）を控除した残額があるときは、その残額については、その結婚・子育て資金管理契約の [Q5-1] のイ又はハに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入されることとなります。そのため、贈与税の申告義務がある方については、その年の翌年の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、その贈与税の申告に適用される法令は、[Q5-1] のイ又はハに定める日に施行されている法令となります。

(注) 1 [Q5-1] のロの事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、その残額は贈与税の課税価格に算入されません。

2 結婚に際して支出する費用に係る領収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため、婚姻の証明書類の提出ができず、婚姻予定の届出書を領収書等と併せて提出している場合には、結婚・子育て資金管理契約が終了した後であっても、その領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに婚姻の証明書類を提出しなければなりません。

1年を経過する日までに、婚姻の証明書類が取扱金融機関の営業所等に提出されなかったときは、取扱金融機関の営業所等は、記録を訂正しなければなりません。この場合、その訂正された金額は結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されることとなります。

3 「非課税拋出額」とは、「結婚・子育て資金非課税申告書」又は「追加結婚・子育て資金非課税申告書」に「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます(1,000万円が限度となります。)

4 令和5年4月1日以後に贈与者から取得した信託受益権又は金銭等について、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けている場合において、この残額に係る贈与税について暦年課税により申告するときは、一般税率により計算することとなります(具体的には [Q5-3] を参照してください。)

【関係法令等】

措法第70条の2の3第14項、第15項

措令第40条の4の4第15項、第16項、第18項、第20項、第21項、第25項

[Q5-3] 私は、結婚・子育て資金管理契約が終了したため、贈与税の申告が必要です。どのように贈与税を計算するのですか。

[A] [Q5-2] のとおり、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、その結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（具体的には [Q3-5] を参照してください。）を控除した残額（以下「残額」といいます。）があるときは、その「残額」については、その結婚・子育て資金管理契約の [Q5-1] のイ又はハに掲げる事由に応じ、それぞれに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入されることになり、贈与税の申告義務がある方については、その年の翌年の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告が必要となります。

なお、受贈者（その結婚・子育て資金管理契約の [Q5-1] のイ又はハに掲げる事由に応じ、それぞれに定める日の属する年の1月1日において18歳以上である場合に限り、以下この問において同じです。）が、「残額」（令和5年4月1日以後に取得した信託受益権又は金銭等で、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けた金額に対応する部分に限ります。）について、暦年課税により贈与税を計算する場合は、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例（租税特別措置法第70条の2の5。以下「特例税率」といいます。）は適用されず、一般税率（相続税法第21条の7）が適用されることとなります。

(注) 1 上記の結婚・子育て資金支出額には、贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされる管理残額が含まれます。

2 結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、贈与者（その結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者は除きます。）が2人以上いる場合には、次の算式により計算された贈与者ごとの「残額」を各贈与者からそれぞれ贈与により取得したものとみなされます。

(算式)

$$(A - B) \times \frac{C}{D}$$

上記算式中の「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次によります。

A = 非課税拠出額（具体的には [Q5-2] を参照してください。）

B = 結婚・子育て資金支出額（具体的には [Q3-5] を参照してください。）（※）

C = その贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D = 非課税拠出額（結婚・子育て資金管理契約の終了の前日に死亡している他の贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額に係る信託受益権又は金銭等の価額に相当する部分の価額を控除した価額）

※ 結婚・子育て資金管理契約の終了の前日に死亡している他の贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額が含まれます。

3 「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けた信託受益権又は金銭等が令和5年3月31日以前に贈与者から取得したものであるときは、その信託受益権又は金銭等に対応する贈与税の課税価格に算入される「残額」については、特例税率が適用されます。

4 暦年課税に代えて「相続時精算課税」を選択している場合には、上記の計算と異なります。「相続時精算課税」については、国税庁ホームページの贈与税に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）に掲載しております。

また、受贈者が、令和5年3月31日以前及び令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けている場合において、各贈与者からそれぞれ取得したものとみなされる「残額」のうち、一般税率が適用される財産（以下「一般贈与財産」といいます。）とみなされる金額及び特例税率が適用される財産（以下「特例贈与財産」といいます。）となる金額の計算方法はそれぞれ次のとおりです。

【残額のうち一般贈与財産とみなされる金額の計算】

$$\text{残額（注）} \times \frac{\text{その贈与者から令和5年4月1日以後に取得した信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{その贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}} = \text{一般贈与財産とみなされる金額}$$

【残額のうち特例贈与財産となる金額の計算】

$$\text{残額（注）} - \text{一般贈与財産とみなされる金額} = \text{特例贈与財産となる金額}$$

（注） 贈与者が2人以上いる場合は、上記本文（注2）の算式により計算されたその贈与者の「残額」となります。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第14項
措令第40条の4の4第25項
令5改正法附則第51条第3項
令5改正令附則第14条第6項

設例 ①令和5年3月31日以前と、②令和5年4月1日以後に、それぞれ贈与により金銭を取得している場合

次の事実関係のとおり、祖父から贈与により金銭を取得し、その金銭について「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用を受けていましたが、この度、結婚・子育て資金管理契約が終了しました。この場合、残額に係る贈与税について、一般税率の対象となる金額（一般贈与財産）と特例税率の対象となる金額（特例贈与財産）の計算方法を教えてください。

年月日	事実
令和3年5月1日	① 祖父から600万円取得し、特例適用
令和5年7月3日	② 祖父から追加で400万円取得し、特例適用
令和5年10月2日	③ 結婚・子育て資金として500万円支出
令和6年2月1日	結婚・子育て資金管理契約終了

上記の設例の場合の計算方法と算出される一般贈与財産と特例贈与財産の金額は、以下のとおりとなります。

【残額の計算】

$$\begin{array}{c}
 \left[\begin{array}{c} \text{非課税抛出资额} \\ \text{①+②} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{結婚・子育て} \\ \text{資金支出額} \\ \text{③} \end{array} \right] = \boxed{\begin{array}{c} \text{〔 残額 〕} \\ 500 \text{ 万円} \end{array}} \dots \text{④}
 \end{array}$$

【一般贈与財産の計算】

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{〔 残額 〕} \\ 500 \text{ 万円} \\ \text{④} \end{array}} \times \frac{\boxed{\begin{array}{c} \text{〔 令和5年4月1日以後に取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{②} \\ 400 \text{ 万円} \end{array}}}{\boxed{\begin{array}{c} \text{〔 祖父から取得し、} \\ \text{特例の適用を受けた金銭} \\ \text{①+②} \\ 1,000 \text{ 万円} \end{array}}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{〔 一般贈与財産 〕} \\ 200 \text{ 万円} \end{array}} \dots \text{⑤}
 \end{array}$$

【特例贈与財産の計算】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{〔 残額 〕} \\ 500 \text{ 万円} \\ \text{④} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{〔 一般贈与財産 〕} \\ 200 \text{ 万円} \\ \text{⑤} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{〔 特例贈与財産 〕} \\ 300 \text{ 万円} \end{array}}$$

6 金融機関等からの調書及び金融機関等への通知に関するQ & A

[Q 6 - 1] 金融機関等は、どのような場合に調書を提出しなければならないのですか。

[A] 取扱金融機関の営業所等の長は、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」をその結婚・子育て資金管理契約が終了した日（その結婚・子育て資金管理契約が [Q 5 - 1] の口の事由（受贈者の死亡）に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長がその事由を知った日）の属する月の翌々月末日までにその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」の様式は 49 ページのとおりです。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 3 第 16 項

[Q 6-2] 金融機関等は、どのような場合に税務署長から通知を受けるのですか。

[A] 税務署長は、次のイからハまでの事実を知った場合には、取扱金融機関の営業所等の長に一定の事項を通知しなければならないこととされています。取扱金融機関の営業所等の長は、税務署長から次のイの事実に係る通知を受けたときは、その通知に基づき結婚・子育て資金支出額に係る記録を訂正しなければなりません。

イ 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと。

ロ 受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は受贈者に係る非課税拠出額が1,000万円を超えること。

ハ 受贈者が贈与者から「結婚・子育て資金の非課税」の特例の適用に係る信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分のその受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えること。

【関係法令等】

措法第70条の2の3第10項、第17項、第18項

7 参考資料（結婚・子育て資金非課税申告書等の様式）

別表第十二(-) [結婚・子育て資金非課税申告書]

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 申 告 書					
税務署長殿			令和 年 月 日		
受 贈 者	ふ り が な 氏 名				
	住 所 又 は 居 所				
	個 人 番 号				
	生 年 月 日 (年 齢)	昭・平		(歳)	
下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた いので、この旨申告します。					
贈与者		贈与者から取得をしたもの			左のうち非課税の 適用を受ける信託 受益権、金銭又は 金銭等の価額
		信託受益権、金銭 又は金銭等の別	信託受益権、金銭 又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の 取得年月日	
ふりがな 氏 名			信託受益権		
住所又は居所			金銭		
生年月日	明・大・昭・平		金銭等		
続柄					
ふりがな 氏 名			信託受益権		
住所又は居所			金銭		
生年月日	明・大・昭・平		金銭等		
続柄					
取扱金融機関 の営業所等	名 称			法人番号	
	所 在 地				
既に結婚・子育て 資金非課税申告書又は追加結 婚・子育て資金 非課税申告書を提出したことが ある場合 (摘要)	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等			提出先の税務署
		名 称	所 在 地		
					税務署
				取扱金融機関の営業所等の 受理年月日	
					

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、法第70条の2の3第2項に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下別表第十二(六)までにおいて「結婚・子育て資金管理契約」という。）に基づいて当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第1項本文の規定の適用を受けようとする場合に、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第2項第5号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第1号イに規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」及び「贈与者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載すること。
 - (3) 「贈与者から取得をしたもの」の欄の
 - (イ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (ロ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(イ)の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (ハ) 「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。
 - (4) 「左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の欄には、上記(3)(ロ)に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記(5)に記載する取扱金融機関の営業所等において当該結婚・子育て資金管理契約に基づき法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (5) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (6) 「既に結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の3第13項第3号に該当し、結婚・子育て資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、
 - (イ) 「非課税抛出現額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下この表において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税抛出現額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出現額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出現額減価額を「非課税抛出現額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(6)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
 - (7) 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。
 - (8) 贈与者が3以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十二(二) [追加結婚・子育て資金非課税申告書]

追加結婚・子育て資金非課税申告書

税務署長殿

令和 年 月 日

受贈者	ふりがな 氏名	-----
	住所又は居所	
	個人番号	
	生年月日(年齢)	昭・平 (歳)

下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

贈与者		贈与者から新たに取得をしたもの			左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭又は金銭等の別	信託受益権、金銭又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の取得年月日	
ふりがな 氏名	-----	信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平				
続柄					
ふりがな 氏名	-----	信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
生年月日	明・大・昭・平				
続柄					

既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等			提出先の税務署
		名称	法人番号		
		所在地			税務署

(摘要)

取扱金融機関の営業所等の
受理年月日



(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、既に結婚・子育て資金管理契約に基づく当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について法第70条の2の3第1項本文の規定を適用している場合に、新たに同項本文の規定の適用を受けようとするときは、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第2項第5号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第1号イに規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」及び「贈与者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載すること。
 - (3) 「贈与者から新たに取得をしたもの」の欄の
 - (イ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (ロ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(イ)の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (ハ) 「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。
 - (4) 「左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(ロ)に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記(5)(ロ)に記載する取扱金融機関の営業所等において結婚・子育て資金管理契約に基づき新たに法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (5) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税抛出资额」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下この表において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けている当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の4第27項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第28項の規定により法第70条の2の3第1項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税抛出资额減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出资额減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出资额減価額を「非課税抛出资额減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(5)(イ)の結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (6) 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。
 - (7) 贈与者が3以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十二(三) [結婚・子育て資金非課税取消申告書]

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 取 消 申 告 書

税務署長殿 令和 年 月 日

受 贈 者	ふ り が な 氏 名			
	住 所 又 は 居 所			
	個 人 番 号			
	生 年 月 日 (年 齢)	昭・平	.	.

下記の事情により、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る結婚・子育て資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の2の3第2項第4号に規定する非課税抛出资额が減少し、又は当該非課税抛出资额の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の 営業所等	名 称	法人番号	
	所 在 地		
既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書	非課税抛出资额	贈与者の氏名	提出先の税務署
			税務署
			税務署
非課税抛出资额減価額に関する事項	非課税抛出资额減価額	取消年月日	
非課税抛出资额が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細及び事情の生じた年月日			
(摘要)			取扱金融機関の営業所等の 受理年月日
			

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書若しくは追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下この表において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の一部について、信託法第 11 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第 424 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと（以下この表において「取消し」という。）により当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金若しくは有価証券の価額が減少することとなつた場合又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (3) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記 1 の結婚・子育て資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し又は上記 1 の遺留分侵害額の請求（以下この表において「取消し等」という。）の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (4) 「非課税拋出額減価額に関する事項」の欄の
 - (イ) 「非課税拋出額減価額」の項には、上記 (3) の非課税拋出額のうち取消し等が行われた額を記載すること。
 - (ロ) 「取消年月日」の項には、上記 (4) (イ) の取消し等が行われた年月日を記載すること。
 - (5) 「非課税拋出額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる基因となつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。
 - (6) 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。

別表第十二(四) [結婚・子育て資金非課税廃止申告書]

結 婚 ・ 子 育 て 資 金 非 課 税 廃 止 申 告 書

税務署長殿

令和 年 月 日

受 贈 者	ふ り が な 氏 名	-----	
	住 所 又 は 居 所		
	個 人 番 号		
	生 年 月 日 (年 齢)	昭・平	(歳)

下記の事情により、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る結婚・子育て資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第70条の2の3第2項第4号に規定する非課税拠出額がなくなり、又は当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。

取扱金融機関の 営業所等	名 称		法人番号	
	所 在 地			
既に提出した結 婚・子育て資金非 課税申告書又は追 加結婚・子育て資 金非課税申告書	非 課 税 拠 出 額	贈 与 者 の 氏 名	提 出 先 の 税 務 署	
			税務署	
			税務署	
非課税拠出額が なくなり、又は遺留 分侵害額の請求が されることとなつ た事情の詳細及び 事情の生じた年月 日				

(摘要)	取扱金融機関の営業所等の 受理年月日
	○

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下この表において「結婚・子育て資金非課税申告書等」という。）に係る結婚・子育て資金管理契約の締結に関する行為若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が無効であつたこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたことにより当該結婚・子育て資金非課税申告書等に記載された非課税拋出額がないこととなつた場合又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは当該結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭若しくは購入した有価証券の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該結婚・子育て資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。
 - (3) 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記 1 の結婚・子育て資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の合計額を記載すること。
 - (4) 「非課税拋出額がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の結婚・子育て資金管理契約の締結に関する行為若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が無効であつたこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該結婚・子育て資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。
 - (5) 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。

別表第十二(五) [結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書]

結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

備考

- 1 この申告書は、結婚・子育て資金非課税申告書（結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下この表において同じ。）を提出している受贈者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、受贈者の納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出すること。
 - (1) 結婚・子育て資金非課税申告書に記載した氏名、住所若しくは居所又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（(1)の(ロ)及び(3)において「個人番号」という。）の変更をした場合
 - (2) 結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等（以下この表において「移管前の営業所等」という。）に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の他の営業所等（(2)(3)において「移管先の営業所等」という。）に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の欄の
 - (イ) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (ロ) 「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は1(2)の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。
 なお、1(1)の場合（個人番号の変更をした場合を除く。）に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した取扱金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記すること。
 - (2) 「異動事項」の「氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別」の項は、「氏名」、「住所」、「居所」、「個人番号」又は「取扱金融機関の営業所等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (3) 「異動前」の項には、変更前の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管前の営業所等の名称及び所在地を、「異動後」の項には、変更後の氏名、住所、居所、個人番号又は取扱金融機関の移管先の営業所等の名称及び所在地を、それぞれ記載すること。
 - (4) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
 なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - (5) 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載すること。

(用紙 日本産業規格 A4)

別表第十二(六) [結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書]

結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書					
受 贈 者	ふ り が な 氏 名				
	住 所 又 は 居 所				
	個 人 番 号				
	生 年 月 日	昭・平			
贈 与 者	氏 名				
	氏 名				
結婚・子育て資金 管理契約に関する 事項	提出事由の生じた日	提 出 事 由	契 約 締 結 日		
	非課税抛出资额 (①)	結婚・子育て資金 支出額 (②)	管理残額の合計額 (③)	残 額 (①-②-③)	左のうち一般 贈与財産とみ なされる金額
		(内)			
管理残額に関する 事項	死亡した贈与者の氏名	死亡年月日		管理残額	
当該結婚・子育て 資金管理契約に関 して既に提出した 申告書	申 告 書 の 種 別	提 出 先 の 税 務 署 名		提 出 年 月 日	
		税務署			
		税務署			
取扱金融機関の 営業所等	所 在 地				
	名 称		法人番号		
(摘要)					

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 この調書は、法第 70 条の 2 の 3 第 16 項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の欄の
 - イ 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この調書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の欄の「氏名」の項には、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載された贈与者の氏名を記載すること。
 - (3) 「結婚・子育て資金管理契約に関する事項」の欄の
 - イ 「提出事由の生じた日」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日（受贈者が死亡したことにより終了した場合にあつては、当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該受贈者が死亡したことを知った日）を記載すること。
 - ロ 「提出事由」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第 70 条の 2 の 3 第 13 項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。
 - ハ 「非課税抛出額」及び「結婚・子育て資金支出額」の項には、それぞれ当該結婚・子育て資金管理契約に係る法第 70 条の 2 の 3 第 2 項第 4 号に規定する非課税抛出額及び同条第 12 項第 2 号に規定する結婚・子育て資金支出額を記載するとともに、結婚に際して支出する費用がある場合には、「結婚・子育て資金支出額」の項の内書きにその額（300 万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第 13 項第 2 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
 - ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第 70 条の 2 の 3 第 12 項第 2 号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者に係る管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第 13 項第 2 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
 - ホ 「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項には、「残額」の項に記載した金額のうち一般贈与財産とみなされる金額（法第 70 条の 2 の 3 第 14 項第 2 号の規定により法第 70 条の 2 の 5 第 3 項に規定する一般贈与財産とみなされる金額をいう。(6)において同じ。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第 70 条の 2 の 3 第 13 項第 2 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
 - (4) 「管理残額に関する事項」の欄の「死亡した贈与者の氏名」、「死亡年月日」及び「管理残額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、当該死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び当該贈与者に係る管理残額をそれぞれ記載すること。
 - (5) 「当該結婚・子育て資金管理契約に関して既に提出した申告書」の欄の「申告書の種別」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約に関して提出した法第 70 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号に規定する結婚・子育て資金非課税申告書、同条第 4 項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書、施行令第 40 条の 4 の 4 第 27 項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書又は同条第 34 項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書の別を記載すること。
 - (6) 施行令第 40 条の 4 の 4 第 25 項第 1 号に規定する生存贈与者が 2 人以上いる場合には、それぞれの生存贈与者に係る同項第 2 号の規定により算出した金額及び当該金額のうち一般贈与財産とみなされる金額を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第 70 条の 2 の 3 第 13 項第 2 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、これらの金額の記載を要しない。
 - (7) 贈与者が 3 人以上いる場合には、それぞれの贈与者の氏名及び非課税抛出額を「(摘要)」の欄に記載すること。
 - (8) 死亡した贈与者が 3 人以上いる場合には、それぞれの死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「(摘要)」の欄に記載すること。

- (9) 施行令第 40 条の 4 の 4 第 16 項本文の規定により同項の届出書を提出している場合において、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の提出の時に、まだ第 23 条の 5 の 4 第 7 項第 1 号に定める書類の提出がなく、かつ、施行令第 40 条の 4 の 4 第 16 項に規定する提出期限が到来していないときは、その旨及び同条第 20 項前段の規定により法第 70 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に規定する結婚・子育て資金の支払に充てられたものとして記録をした金額を「(摘要)」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。